

## がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金手続きのながれ

### ① 申請者より事前相談

補助対象事業となるかを確認する。(対象となる場合はローンのシミュレーションを行っておく)



### ② 申請者より米子市へ補助金交付申請書類を提出



### ③ 米子市より申請者へ交付決定通知書を送付



### ④ 契約（申請者と工事業者）、着手届を提出し、工事に進む（必ず交付決定後に行う）



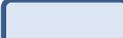
### ⑤ 工事完了後、申請者より米子市へ完了届、実績報告書の提出を行う (必要な場合は米子市が現地確認を行う)



### ⑥ 米子市が実績報告等を確認し、補助金額の確定を行う



### ⑦ 補助金額の確定後、米子市から申請者へ補助金を支払う

 申請者が行う

### ○補助金交付申請書類

- ・米子市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・補助事業実施計画書（別記様式第2号）
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業収支予算書（別記様式第3号）
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（別記様式第4号）
- ・補助事業の対象となる危険住宅の位置図及び平面図、移転先の位置図並びにがけ断面図
- ・補助対象危険住宅の現況を撮影した写真
- ・補助対象危険住宅及びその敷地の所有者を確認することができる書類
- ・補助対象危険住宅及びその敷地が申請者の所有に属さない場合にあつては、当該補助対象危険住宅及びその敷地の所有者の同意書（別記様式第5号）
- ・補助事業の実施に要する経費の見積書等の写し
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

その他添付書類 \*解体のみは不要

- ・解体、新築の見積書 \*銀行の返済計画書
- ・工程表
- ・危険地区が分かるもの（とっとり Web マップ等）